

労働者派遣法第30条4第1項の規定に基づく労使協定

(1) 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

本協定は、派遣先でビル設備管理員の業務に従事する従業員に適用する。

(2) 有効期間

本協定の有効期間は、2024年4月1日から2026年3月31日までの2年間とする。

2025年3月31日

株式会社 丸誠サービス

労働者派遣事業 許可番号

派 13-310103

有効期間

2021年5月 1日から

2026年4月 30日まで

株式会社 丸誠サービス

許可番号 派 13-310103

有効期間 2021年5月1日～2026年4月30日

派遣マージン率等の公開資料

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等 2025年3月31日時点

- (1) 派遣事業所・・・本社
- (2) 派遣労働者数・・・21名
- (3) 派遣先事業所数・・・6事業所
- (4) 労働者派遣に関する料金額の平均額・・・1日8時間当たり 24,918円
- (5) 派遣労働者の賃金額の平均額・・・1日8時間当たり 19,711円
- (6) マージン率・・・20.9%

2. キャリアアップに資する教育訓練に関する事項

| 種類 | 対象となる派遣労働者 | 方法 | 実施主体 | 実施期間 | 費用負担 | 賃金 |
|--------|------------|--------|------|------|------|----|
| 新入社員研修 | 雇入時 | OFF-JT | 弊社 | 3H | 無償 | 有給 |
| 技術研修 | 派遣中 | OFF-JT | 弊社 | 8H | 無償 | 有給 |